

令和5年度人吉クラフトパーク石野公園／道の駅人吉軽飲食棟
出店者公募募集要項

令和5年1月4日
人吉市経済部商工観光課

人吉クラフトパーク石野公園／道の駅人吉（以下「石野公園」という。）では、来園者の皆様へのサービス充実のために飲食サービスを提供できる出店者を募集します。

1 施設名及び所在地

- (1) 施設名 人吉クラフトパーク石野公園／道の駅人吉
- (2) 所在地 人吉市赤池原町1425番地1

2 石野公園の概要

- (1) 供用開始 平成元年10月（令和元年8月に「道の駅人吉」として供用開始）
- (2) 開園時間 午前9時～午後5時（工芸体験は午後4時まで受付）
- (3) 休園日 12月29日～1月1日
- (4) 入園料 無料（工芸体験、茶室利用、キャンプ利用、レンタサイクルは有料）
- (5) 面積 約20ha（公園全体）
- (6) 営業内容
 - ①物産館運営
 - ②工芸館運営（使用許可による）
 - ③軽飲食棟運営（使用許可による）
 - ④キャンプ場受付
 - ⑤レンタサイクル、茶室利用受付
 - ⑥その他都市公園施設の管理運営 ※市都市計画課
- (7) 入園実績

平成30年1月～	同 年12月	38,656人
平成31年1月～	令和元年12月	88,882人
令和 2年1月～	同 年12月	47,026人
令和 3年1月～	同 年12月	48,423人
令和 4年1月～	<u>同 年11月</u>	69,768人

3 公募物件概要

- (1) 物件名 軽飲食棟
- (2) 許可する場所 施設の全部（面積約65㎡）
- (3) 備品等 テーブル4台、ベンチ6脚、エアコン2台
ガスコンロ1台、冷蔵庫1台、流し台1台（蛇口：水2、湯2）、食器棚1台、換気扇2、調理台2、手洗い水道1、カウンター1
※機械警備は無し
- (4) 使用料 月額4,600円程度
※水道代、電気代は別途負担とする（小メーター管理）。

4 営業条件等

- (1) 営業日 石野公園の開園日内で原則週5日以上
※ただし悪天候等で休園することがある。
- (2) 営業時間 石野公園の開園時間（午前9時～午後5時）内
※荷物の搬出入も開園時間内に行うこと（駐車は所定の場所に行う。）。
※予定外に休業する場合は必ず石野公園管理室に連絡すること。
- (3) 経費負担 ガスを使用する場合は、別途、個別にガス事業者と契約を行うこと。
蛍光灯等の消耗品については出店者負担とする。
- (4) 販売物 飲食物（酒類の提供も可能とするが、提供方法により所管官庁の指示等に従うこと。）
- (5) 店内喫煙 不可（園内所定の場所を案内ください。）
- (6) 愛称の設定 市の許可を得て、軽飲食棟に愛称（店名）を設定することができる。
- (7) 広告物の設置 店外の装飾、のぼり旗設置等については市の許可を得て行うこと。
- (8) 使用料等 支払いは当月払いとする。ただし、水道代及び電気代については、翌月末日までに納入するものとする。
- (9) 法令順守 別紙様式「使用許可書」に記載のとおり
- (10) 許可の取消し等
申込資格を満たさないことが判明した場合、行政財産使用料他の納付が遅滞した場合、提出書類に記載された内容と営業内容に著しい相違がある場合又は規定事項を順守しない場合ほか市の指示に従わない場合には許可を取消すことがある。
- (11) その他
①軽飲食棟の鍵は許可期間に限り2本貸与する。
②物産館での両替は行わない。

5 使用期間と更新について

使用を許可する期間は、使用許可の開始日から令和6年3月31日までとする。

使用期間の更新は、1回を限度に行なうことができる。ただし、石野公園の管理運営上の都合により更新できない場合はこの限りではない。

なお、使用期間が終了見込みとなった場合又は使用期間終了前に何らかの事由により終了した場合は、公募によって新たな事業者を選定することがある。その場合、出店経験者による再度の申込は妨げない。

6 申込資格

次のすべての要件を満たす個人、法人または団体とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者、または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続きの決定、民事再生法にあっては再生手続き開始の決定を受けている者を除く）でないこと。

- (3) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく飲食店営業許可などの必要な許可を得ている者又は本出店にあたり許可を得る見込みの者であること。
- (4) 国税、県税及び市区町村税を滞納していない者であること。
- (5) 人吉市暴力団排除条例（平成23年条例第17号）第2条第1号に規定する暴力団又は第3号に規定する暴力団員に該当しない者であること。
- (6) 本募集要項に記載している事項に対応する能力があること。

7 公募等の日程

- (1) 募集要項配布開始 1月4日（水）～
 - (2) 現場説明会 1月24日（火）
 - (3) 質問書受付期限 1月27日（金）
 - (4) 申込受付期限 2月6日（月）
 - (5) 一次審査（書類審査） 2月6日（月）～10日（金）
 - (6) 二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング） 2月14日（火）
 - (7) 審査結果の通知発送 2月17日（金）
（出店者決定通知受領後、人吉保健所等の関係機関に営業許可申請等の手続き）
 - (8) 行政財産使用許可申請書提出期間 2月28日（火）～3月15日（水）
- ※現場説明会以外で施設見学希望の方は石野公園管理室まで事前にお問合せください。

8 申込手順

- (1) 公募開始（募集要項、申込関連書類等の配布）

配布開始	令和5年1月4日（水）
書類の 入手方法	① 石野公園管理室で直接入手（午前9時から午後5時まで） ② 市ホームページからダウンロード http://www.city.hitoyoshi.lg.jp/ トップページ > 「募集」

- (2) 現場説明会 ※現場説明会に参加できない方でも申込みは可能です。

日時	令和5年1月24日（火） 午後2時～
場所	石野公園軽飲食棟
内容	募集要項の説明及び施設見学 ※参加者は1事業所2名までとする。
参加申込	不要
備考	定刻に開始します。

- (3) 申込書等の提出

提出書類	① 出店申込書（様式第1号） ② 出店提案書（様式第2号） ※写真やイラストの使用は任意とする。
提出期限	令和5年2月6日（月）午後5時まで
提出先	石野公園管理室

9 審査方法

「出店提案書（様式第2号）」（プレゼンテーション及びヒアリングを含む。）の内容をもとに、市が設置する人吉クラフトパーク石野公園／道の駅人吉軽飲食棟出店者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、一次審査（書類審査）及び二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）の2段階で審査を行うものとする。

（1）一次審査

選定委員会において、出店提案書をもとに書類審査を行い、各選定委員が採点し、その合計点数に基づき二次審査要請者を3者選定する。申込者が3者に満たない場合は、一次審査を省略することがある。

（2）二次審査

- ① 選定委員会は、二次審査要請者に対してプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、提案内容について各選定委員が採点し審査を行い、その合計点数により最優秀者及び次点者を選定する。最優秀者が同点の場合は協議により選定する。
- ② プレゼンテーションの順番は、申込受付の早い順とする。プレゼンテーションの時間は15分以内とし、そのあと10分程度の質疑応答を行う。1者当たりの時間は、準備・片付けを含めて30分程度とする。
- ③ プレゼンテーションの出席者は2名以内とし、説明にあたっては、事前に提出した出店提案書により行うこと。試食サンプルの持込みは可能とする。

実施日：令和5年2月14日（火）午後3時～ ※詳細は申込者に別途通知する。

- ④ 審査基準が十分に満たされていない場合は選定を行わない。

（3）審査基準

- ① 審査基準は次のとおりとする。

評価項目	評価の観点	配点
出店動機 ・ 経営実績	出店への熱意や意欲	10点
	飲食店経営の実績や知名度	5点
店舗内容	昼食メニューの有無、メニューへの工夫の有無、予定価格の適正さ	10点
	テイクアウトメニュー（ソフトクリーム、かき氷等）の有無、予定価格の適正さ	10点
開店頻度	開店日や開店時間 ※多い（長い）ほど良い。	10点
衛生管理	廃棄物の処理方法の適正さ	5点
	清潔な室内環境の維持、服装など衛生面への配慮	5点
法令順守 ・ 接客姿勢	公共施設での営業に当たっての法令順守、接客態度など基本的な心構え	5点
合 計		60点

1 0 質問等への対応方法

本募集に関する質問がある場合には、次のとおり質問書を提出すること。ただし、質問内容は出店を検討する際の確認事項に限る。

提出期限	令和5年1月27日（金）正午まで（郵送の場合必着）
提出方法	質問書（様式第3号）に記入し、郵送、FAX、持参または電子メールに添付し、確実に届く方法で提出。電話や口頭では受けない。 ※電子メールで提出する場合の件名は、以下のとおりとする。 件名：「石野公園軽飲食棟に関する質問」
回答方法	受け付けた質問への回答については、質問者へ電子メールにて返信の上、市ホームページにて随時掲載する。 なお、回答は、令和5年1月30日（月）午後11時59分時点で市ホームページに掲載する内容をもって最終とする。

1 1 その他特記事項

- (1) 次のいずれかに該当するときには、選定の取消しを行う。
 - ① 提出書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。
 - ② 審査の公平性を害する行為を行ったとき。
 - ③ 著しく社会的信用を損なう行為等により、出店者としてふさわしくないと市が判断したとき。
- (2) 提案書等の作成、提出及びプレゼンテーションに要した経費は申込者の負担とする。
- (3) 提出された提案書等について、確認または問い合わせを行うことがある。また、提案書等は返却しないものとする。
- (4) 申込後に辞退する場合は、辞退届（様式第4号）を速やかに提出すること。

1 2 問合せ先

人吉クラフトパーク石野公園／道の駅人吉管理室（人吉市経済部商工観光課観光物産係）

人吉市赤池原町1425番地1

電 話 0966-22-6700

FAX 0966-22-6779

Email hs675@hitoyoshi.kumamoto.jp

※この様式は、使用許可を行う際の条件等についてあらかじめ示すもので、記入の必要はありません。

人吉市行政財産使用許可書

人経商第 号
令和 年 月 日

【使用者】 住所 ○〇・・・
氏名 ○〇・・・

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項の規定により下記の条件を付して許可します。

人吉市長

(使用条件)

第 1 条 使用を許可する物件（以下「使用物件」という。）は、次のとおりとする。

所 在 人吉市赤池原町 1425-1
区 分 人吉クラフトパーク石野公園伝統工芸の村の一部
使用部分 軽飲食棟 使用面積 約 65 ㎡

(指定する用途)

第 2 条 使用物件を使用することのできる者（以下「使用者」という。）は、前条の物件を次に指定する用途に供しなければならない。

(1) 軽飲食店を営業すること。

(使用期間)

第 3 条 使用を許可する期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

2 使用期間を更新しようとするときは、使用期間満了の 1 月前までに書面をもって申請しなければならない。なお、更新回数は 1 回を限度とするが、それ以降の使用に係る公募への申込を妨げるものではない。

(使用料)

第 4 条 人吉市行政財産使用料条例第 4 条に基づく使用料は、 円（消費税等を含む）とする。

(納入方法)

第 5 条 使用者は、第 4 条の使用料を市の発行する納入通知書により、当該月末までに納入しなければならない。

支払月	使用料 (消費税等を含む)	使用料に係る 消費税	支払月	使用料 (消費税等を含む)	使用料に係る 消費税
4 月	円	円	10 月	円	円
5 月	円	円	11 月	円	円
6 月	円	円	12 月	円	円
7 月	円	円	1 月	円	円
8 月	円	円	2 月	円	円
9 月	円	円	3 月	円	円
合 計				円	円

(経費の負担)

第 6 条 人吉市行政財産使用料条例第 5 条に基づく加算金は、使用者が使用する電気、上水道の光熱水費相当額とし、人吉市の請求に従い支払うものとする。

(使用料の改定)

第 7 条 市長は、人吉市行政財産使用料条例その他法令の改正により、使用料が改定されたときは、当該規定に従って、使用料を改定することができる。

(使用上の制限)

第 8 条 使用物件は、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項に規定する制限の範囲内で使用させるものであり、使用者は、常に善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

2 使用者は、使用期間中、使用物件を第 2 条に指定する用途以外の用途に供してはならない。

3 使用者は、使用物件について、修繕、模様替え、その他現状を変更する行為をしようとするとき、又は使用計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって承諾を受けなければならない。

(転貸等の禁止)

第 9 条 使用者は、その地位を他の者に譲渡し、又は使用物件を他の者に転貸し、若しくは担保に供してはならない。

(使用許可の取り消し又は変更等)

第 10 条 次の各号の一に該当するときは、使用許可の取り消し、制限又は変更をすることができる。

(1) 使用物件を公用又は公共用に供するため必要が生じたとき。

(2) 不正な手段をもって使用の許可を受けたとき。

(3) 許可条件に違反したとき。

(4) 使用料及び加算金を指定期日までに納付しないとき。

(5) 故意又は過失により使用物件を荒廃させ、又は損傷したとき。

(6) 正当な理由がないのに、人吉市財産規則第 8 条の 8 の規定による指示に従わず検査を拒んだとき。

(7) 人吉市行政財産使用料条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(原状回復)

第 11 条 使用者は、使用許可が取り消されたとき又は使用期間が満了したときは、指定期日までに使用物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

2 使用者が前項の原状回復義務を履行しないときは、市は、使用者の負担においてこれを行うことができる。この場合において使用者は、何ら異議を申し立てることができない。

(損害賠償)

第 12 条 使用者は、この許可書に定める義務を履行しないため市に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。

2 第 9 条の規定に基づき使用許可を取り消した場合において、その取り消しにより使用者に損失が生じても、市はその損失を補償しない。

(有益費等の請求権の放棄)

第 13 条 使用許可が取り消された場合において、使用者は、使用物件に投じた改良のための有益費、修繕費等の必要費その他の費用を請求できない。

(実地検査等)

第 14 条 市において必要があるときは、使用物件について随時に実地検査し、資料の提出若しくは報告を求め、その他その維持使用に関し、指示することができる。

(疑義の決定)

第 15 条 この条例に関し、疑義のあるときその他使用について疑義を生じたときは、すべて市の決定するところによるものとする。

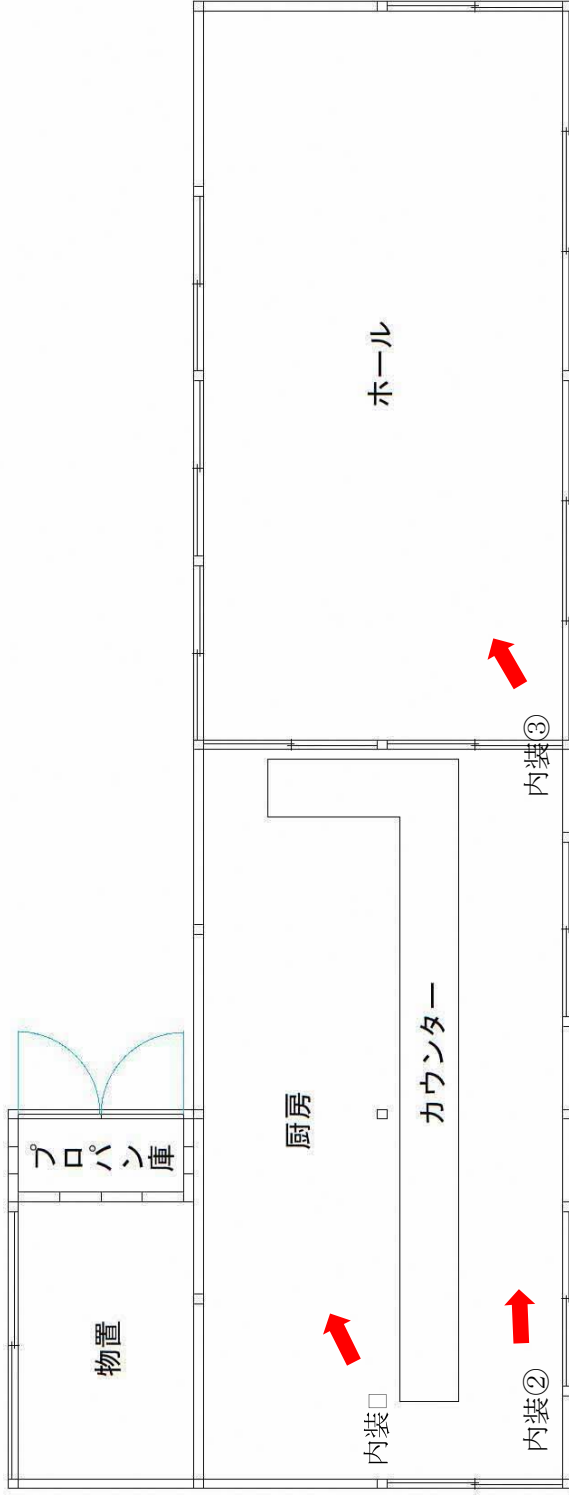
教 示

この決定（処分）について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に人吉市長に対し審査請求をすることができます。

①この決定（処分）の取消しを求める訴え（取消訴訟）はこの通知を受けた日（上記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6ヶ月以内に人吉市を被告として（訴訟において市を代表する者は人吉市長となります。）提起することができます。

【軽飲食棟】

- 建築年数：33年
- 構造：木造
- 延床面積：64.98㎡



外構

